

預金保険法第 80 条に基づく報告書（補遺）

平成 14 年 7 月 2 日

岩手信用組合
金融整理管財人 一 戸 秀 光

金融整理管財人 小 野 寺 康 男

I はじめに

当組合は、平成13年11月9日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申し出を行い、同日、金融庁長官より同法第74条第1項第2号に基づき「金融整理管財人」による業務及び財産の管理を命じる処分を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年5月15日に報告書を提出しているところであります。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った当組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な任務のひとつとされていることから(預金保険法第83条)、就任後、関係役職員からの聴き取り調査に始まり、金融整理管財人及び金融整理管財人補佐人が、経営責任解明委員会を発足させる等して、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってきました。

金融整理管財人による調査は、主として、破綻した融資先の内容等についての聴取調査を通じて行いました。また、平成14年2月に立ち上げました責任解明委員会における調査においては、破綻した大口融資先を選別して記録を精査し、問題点を分析するという手法を採用しました。その今日までの状況について報告します。

第2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等(中小企業等協同組合法112条)、報告義務違反(協同組合による金融事業に関する法律10条)などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿、決算書等、関係帳簿等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査してきました。

金融整理管財人は、「経営責任解明委員会」において当組合における旧経営陣の刑事責任の有無について明かにすべく、また多額の不良債権を発生させた問題のある融資案件の調査および決算処理の内容調査について役職員への事情聴取を行う等、可能な限り調査し、解明に努力しているところでありますが、現在までに、明白に刑事責任に該当するとの判断に至った事案は確認されていません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合の破綻に至った要因は、不良債権の増加に加え有価証券による多額の損失を計上したことなどが挙げられます。

従って、融資先については、破綻先、実質破綻先の中より監査法人調査による債務者区分変更先及び償却・引当額の大きい先のうち大口与信先を調査対象としました。調査の方法は、責任解明委員会を通じて貸出稟議書(付属書類を含む)、償却資産台帳、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員からの事情を聴取するなどして、取引の経緯、融資審査の実態、担保徴求の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否か慎重な調査・検討を行いました。

また、有価証券の運用については、過去の損失処理が行われた平成6年から現在まで保有していた有価証券全てについて、調査を行いました。証券会社から送られた候補銘柄資料、理事会議事録等の関係資料を精査し、関係役職員及び証券会社からの事情を聴取するなどして、それぞれの保有に至る経緯、運用・管理、その評価等、当組合における有価証券運用の適切性の観点から、与信調査と同様に慎重な調査・検討を行いました。

2 調査の結果

(1) 当組合の役職員からの事情聴取と関係資料から総合的に判断しますと、バブル崩壊後の長引く不況、資産価値の下落等を背景として、主たる融資先である水産加工業、建設業、サービス業、卸・小売業を中心に大口を含む融資先の経営環境が悪化し、更には担保不動産の担保価値下落によって融資先の不良債権化が進行していく中において、当組合内部においても、旧経営陣における牽制機能が欠けていたこと、リストラ優先の結果、人材の不足による経営管理機能低下や職員のモラル低下、信用リスクに関する旧経営陣及び役職員の理解や認識が不足していたこと、更に、融資に関する審査・管理、並びに貸出金の管理・回収が必ずしも十分ではなかったこと等に起因して、大口先を含む貸出資産の改善が進まず、一方において、償却・引当額が大幅に不足してしまっていたために、平成13年8月末を基準日とする財務状況精査において債務超過が一挙に顕在化したものであります。

(2) 個々の融資案件を検討いたしますに、やはり保全不足が多く見られました。バブル崩壊に伴う不動産価値の下落という一般的要因のみに留まらず、融資時とりわけ追加融資の際に担保不動産の価値が既に下落している(担保評価替えの未実施)にも拘らず、担当役職員が融資先の慎重な検討を行うことなく漫然と融資を実行しているものが多く見られました。融資先の建物・不動産の担保価値の評価についてその下落を適切に把握せずに据え置いた事案等が見受け

られます。

- (3) 当組合の融資先として貸出を実行するには、貸出の取組姿勢に適切さを欠いていると疑われるものも数件ありました。前年度に多額の損失を計上している企業、債務超過と推測される企業に相当額の融資を実行している事案、資金使途に疑問の残る融資案件等がありました。また、当組合の役員の親族・縁者が役員となっている企業への貸付、当組合の役員自身が役員となっている企業への貸付や役員からの紹介により貸付実行した案件等がありました。これらの事案については、融資に至る手続き面で問題がなかったかどうか、法令・定款違反の問題の観点及びかかる問題に至らずとも、当組合の旧経営陣による経営判断として果たして妥当性があつたか否か、善管注意義務違反があつたか否かについて、今後、さらに慎重な検討が必要であると思われます。
- (4) 債権回収の側面についても、適切さが疑われるものが少なからずありました。融資先からの元本返済がかなり以前から停止しているにもかかわらず、当組合の担当者がこれを漫然と放置している事案等、当組合による返済計画が慎重に検討されたのかが疑われる事案が少なからず存在しました。取引開始から短期間のうちに次々融資を続けているうちに、結果として利息も元本もともに回収できなくなった事案も見られました。また、融資対象物件を担保提供する条件で融資したのに、担保設定未済のうちに債務者が死亡し、抵当権設定ができなかった事案もありました。
- (5) 有価証券の運用については、収益を上げる目的から、運用期待銘柄の保有が中心となっており、当初は目的通りの運用により収益を確保していたものの、市況の低迷等もあって多額の評価損等を抱えるに至りました。調査の結果、運用・管理面において、運用のタイミングに係る判断や有価証券運用に潜在するリスクに対する理解・認識不足に起因した管理手法の欠如等によるものと認められる事案もありました。

3 調査結果に基づく検討

以上の調査結果に基づき、民事責任の有無を検討する必要があると思われる問題点としては、法令・定款等の違反までには至らないものの、信用組合として当然要求される義務の懈怠が問題となり、これについて役員の善管注意義務違反の疑いもたれるものでありますが、そもそも融資債権の不良債権化がはたしてバブル崩壊による景気低迷に起因するのか、かかる要因以上に、旧経営陣の善管注意義務違反に起因するのか、そして、損失の発生との間に因果関係が存在するのかについて、今後、更に調査検討する必要がある、また、同様に有価証券の運用についてもその適切性等について、更に調査検討する必要があります。

第4 旧経営陣に対する責任追及の処理

上記のとおり、旧経営陣の善管注意義務違反を問い得る可能性の案件は認められるものの、責任追及の是非及び可否について判断するには、更なる調査検討が必要であり、現時点において結論を出すのは困難な状況であります。

そのため、金融整理管財人としては、今後、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討が可能となるよう、当金融整理管財人らが行った調査に関する関係資料を同社に引き継ぎ、同社において責任追及を行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡致します。

以上